

百華苑訪問看護ステーション 重要事項説明書

社会福祉法人 穂燈舎

「百華苑訪問看護ステーション」重要事項説明書

(医療保険訪問看護)

当事業所は利用者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、注意していただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 穂燈舎
法人所在地	〒870-0306 大分県大分市大字東上野 1 8 0 0 番地
電話・FAX	電話：097-592-1513 FAX：097-592-1512
代表者氏名	理事長 宮崎典子
設立年月日	昭和47年2月17日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所 (指定年月日 令和2年4月1日) ※当事業所は特別養護老人ホーム百華苑に併設されています
事業所の名称	百華苑訪問看護ステーション
事業所の所在地	〒870-0306 大分県大分市大字東上野 1 8 0 0 番地
電話・FAX	電話：097-592-3160 FAX：097-592-5541
事業所長名	宗像文子
開設年月日	平成10年12月25日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	大分市
営業日 ・ 営業時間	・営業日：月曜日～土曜日とする ただし国民の祝日、12月29日～1月3日を除く ・営業時間：月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:30 ・サービス提供時間：同上 ※当事業所は24時間連絡体制の為、特に必要があると認められる場合はご相談に応じます。担当者にお尋ね下さい。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

[令和6年6月1日現在]

職 種	常勤・非常勤の別	指定基準
1. 事業所長（管理者）兼 看 護 師	常 勤 1 名	2. 5 名
2. 看 護 師	常勤換算 2. 5 人以上	
3. 理学療法士・作業療法士	常 勤・非常勤 1 名以上	
4. 事 務 員	非常勤 1 名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問しサービスを提供します。サービスに係る基本利用料は各々の保険割合（1～3割）にて請求させていただきます。

（1）医療保険の給付の対象となるサービス

サービス内容		診療報酬
基本項目	基本療養費Ⅰ 週3日目まで 週4日目以降 ※理学療法士・作業療法士がサービスを提供した場合	5,550円／日 6,550円／日 5,550円／日
	基本療養費Ⅱ（同一建物居住者への訪問看護） 同一日2人までの場合 週3日目まで 週4日目以降 同一日3人以上の場合 週3日目まで 週4日目以降 ※理学療法士・作業療法士がサービスを提供した場合	5,550円／日 6,550円／日 2,780円／日 3,280円／日 2,780円／日
	基本療養費Ⅲ 外泊中の入院患者に対する訪問看護 （入院中1回に限り）	8,500円
	管理療養費 1日目	7,670円／日
	管理療養費1 2日目から 当該訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者である者の占める割合が7割未満であって、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（別表7もしくは別表8に該当する利用者）について月4人以上いること。	3,000円／日

サービス内容		診療報酬
加算項目	24時間対応体制加算 ：24時間連絡体制に加え、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制 24時間対応体制加算に ☐ 同意します ・ ☐ 同意しません	6,520円／月
	特別管理加算 1：在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるもの又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 2：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 3：人工肛門又は人口膀胱を設置している状態にある者 4：真皮を越える褥瘡の状態にある者 5：在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	5,000円／月 2,500円／月 2,500円／月 2,500円／月 2,500円／月
	難病等複数回訪問加算 ：1日に複数回訪問実施可能な人が対象 1日に2回 同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上 1日に3回以上 同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	4,500円／日 4,000円／日 8,000円／日 7,200円／日
	複数名訪問看護加算 （週1回まで） 同一建物内1人 または2人 同一建物内3人以上 看護補助者との同行訪問 （週3回まで） 1日に1回の場合 同一建物内1人 または2人 同一建物内3人以上 1日に2回の場合 同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上 1日に3回以上の場合 同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上 ※厚生労働省が定める疾患については回数制限なし	4,500円／回 4,000円／回 3,000円／回 2,700円／回 6,000円／回 5,400円／回 10,000円／回 9,000円／回

サービス内容		診療報酬
加算項目	緊急時訪問看護加算 月14日目まで 月15日以降	2,650円／日 2,000円／日
	夜間・早朝訪問看護加算 夜間（18時～22時）早朝（6時～8時） 深夜訪問看護加算（22時～6時）	2,100円／日 4,200円／日
	医療DX情報活用加算 居宅同意取得型オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの読取りシステム）によって診療情報を取得した場合	50円／月
	情報提供療養費：連携のため市町村等、学校等、保険医療機関等へ情報提供した場合	1,500円／月
	ターミナルケア療養費 1 ターミナルケア療養費 2	25,000円 10,000円
	長時間訪問看護加算：長時間の訪問を要する利用者に対して、 1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合 ① 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者 ② 特別管理加算の対象者	5,200円／回 週1回のみ
	退院時共同指導加算：退院・退所時に共同で指導、文書提供 （末期の悪性腫瘍の患者等については、2回にかぎり算定できます）	8,000円
	退院支援指導加算：退院日に療養上必要な指導を実施 ・長時間の訪問看護を要する者に対し、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合、 ・複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合	6,000円 8,400円
	在宅患者連携指導加算：医療関係職種間で月2回以上文書等により情報の共有、指導を行った場合	3,000円／月
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算： 利用者の状態の急変、診療方針の変更等に関係職種が一堂に会しカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合	2,000円／回 月2回限り

(2) 医療保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります

項 目	内 容	利用料金
複写物の交付	利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担していただきます	1枚につき10円
エンゼルケア	全身清拭、化粧、外観を整えるなど	10,000円
交 通 費	訪問時の交通費です	100円／回
設定時間外について	設定時間外の利用料金	30分 1,000円 60分 2,000円
その他必要物品	治療やその他処遇に必要な物品は、実費になります	実 費

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)は1か月ごとに精算し、翌月の10日過ぎに請求書を渡します。支払は月末までをお願いします。尚、引き落としの手続を希望の方は、翌月27日(27日が休日の場合は27日の後の休日でない日)に引き落とします。

また、その他のお支払方法をご希望の場合は、担当職員にご相談下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

※利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

※利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、利用料金の全額をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来なかった場合、他の利用可能日時を利用者に提示して可能であれば訪問します。

6. 事故発生時の対応

主治医へ報告し、指示を仰ぎます

※百華苑訪問看護ステーションは損害賠償保険に加入しております。

7. 人権の擁護、虐待防止

当事業所では、人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置しております

当事業所における人権の擁護、 虐待の防止等に関する責任者	所 長 宗 像 文 子
---------------------------------	----------------------

人権の擁護、虐待防止のための措置

- (1) 当事業所では虐待を防止するため、従業者に対する研修を実施しております
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備しております。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じております。

※サービス提供中に、当事業所従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

8. ハラスメント対策

- (1) 当事業所では、職場におけるハラスメントを防止するための方針を明確にして、必要な措置を講じて職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

当事業所における 苦情の受付窓口	苦情受付窓口（担当者） 管 理 者 ： 宗 像 文 子 受付時間 ： 月～金 10：00～17：00 電話番号 ： 097-592-3160
---------------------	---

苦情処理対策（円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順）

- ① 苦情が直接、間接的に入れば即担当者に連絡する。
- ② 訪問または電話により、担当者と利用者の間で苦情の内容を確認する。
- ③ 双方の内容を十分に聞き取り、解決策や変更、調整を行う。
調整を所に問題がある場合は速やかに是正し利用者に同意を得る。
- ④ 夜間、休日等も出勤職員の協力を得て常時連絡が可能な体制にする。

- (2) 福祉サービス提供者の相談窓口

当法人における 苦情の受付窓口	苦情受付担当者 ： 馬場育子 苦情解決責任者 ： 姫野匡彦 電話番号 ： 097-592-1513
--------------------	---

令和 年 月 日

医療保険訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

百華苑訪問看護ステーション

説明者

看護師氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、医療保険訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

また、私（利用者及びその家族）の個人情報の使用について

- ① 情報提供は必要最小限にすること
 - ② 関係者以外には漏れないよう細心の注意を払うこと
 - ③ 個人情報を使用した会議、その他の連絡調整をした場合は経過を記録すること
- 以上3項目の条件を満たした場合に限り、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

ご利用者住所

氏 名

ご利用者代理人住所

氏 名

個人情報の使用にかかわる同意書

使用目的

- ・看護サービスの提供
- ・利用者の訪問看護計画書（看護予防訪問看護計画書）を立案し、円滑にサービスが提供される為のサービス担当者会議での情報提供
- ・介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整など
- ・他の居宅サービス事業者からの照会、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター等を含む）からの照会
- ・その他にサービス提供に関して必要性がある時
- ・行政機関が行うサービス担当者会議等
- ・行政機関への相談又は届け等
- ・医療機関、主治医との連携
- ・介護保険請求の為の事務関係
- ・賠償責任保険などにかかわる保険会社等への相談や届け出等

使用にあたっての条件

- ・必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることがないように注意致します
- ・個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。又、要望があれば開示します
- ・情報提供について同意しがたい事項がある場合はその旨を申し出て下さい。申し出がない場合は、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。ただし、後から変更される事は可能です

個人情報を使用する事業所

住所 大分市大字東上野字五両1800番地

代表者 社会福祉法人 穂燈舎 理事長 宮崎 典子

私（利用者）及び家族にかかわる個人情報の保護について上記内容に説明を受けこれに同意致しました

契約日 令和 年 月 日

利 用 者

住所：

氏名：

利用者代理人

住所：

氏名：
